

○みよし市友好の森条例  
平成17年3月31日  
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、みよし市友好の森(以下「友好の森」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 みよし市発展の礎となった愛知用水の水源地の森林の保全及び育成を図るとともに、自然体験又は環境の学習の場として、市民福祉の増進に資するため、友好の森を長野県木曾郡木曾町三岳1番11に設置する。

(事業)

第3条 友好の森においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 森林の保全及び育成に関すること。
- (2) 自然体験学習及び環境学習に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自然環境の保全の啓発等に関すること。

(利用資格)

第4条 友好の森を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) みよし市に在住する者
- (2) みよし市内の事業所に勤務する者及びその家族
- (3) みよし市内の学校に在学する者及びその家族

(利用の許可)

第5条 友好の森を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、友好の森の管理に必要なときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用者の義務)

第6条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、友好の森の利用に際し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。

(行為の禁止)

第7条 友好の森においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市長の許可なく火気を使用すること。
- (2) 立木の伐採、野草又は土石の採取等の自然環境を損なう行為をすること。
- (3) 野生鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 施設を破損し、又は汚損すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てる等不衛生な行為をすること。
- (6) 他の利用者の迷惑となる行為をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、友好の森の管理上必要な指示に反する行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、友好の森の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 施設の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めるとき。
- (2) 降雨、積雪等により施設の利用が困難であると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、友好の森の管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意又は過失により施設を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないことを認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成17年12月28日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。